

経済安全保障推進法改正に関する

提言骨子

(総合的な経済安全保障シンクタンク
及び官民協議会)

2026年1月16日

経済安全保障法制に関する有識者会議

目次

1	総合的な経済安全保障シンクタンク	2
(1)	基本的な考え方.....	2
(2)	基本的な枠組み.....	2
①	政府全体の政策立案に資するために求められる体制	2
②	シンクタンク機能を担うべき主体	2
③	シンクタンクが担うべき役割.....	2
④	シンクタンクが行うべき調査研究テーマ	3
⑤	シンクタンクを支える優秀な人材の獲得・育成	3
⑥	国内外の関係機関との連携	3
2	官民協議会	4
(1)	基本的な考え方.....	4
(2)	基本的な枠組み.....	4
①	官民協議会のテーマ	4
②	制度設計・運営	4
③	総合的な経済安全保障シンクタンクとの連携	4
④	官民協議会における情報の取扱い	5

1 総合的な経済安全保障シンクタンク

(1) 基本的な考え方

- (ア) 国際情勢の変化に伴い経済安全保障をめぐる課題は複雑化しており、外交・情報・防衛・経済・技術の専門知識を総合的に結集して対応することが重要である。適切な政策立案のために、平時からの分析を基礎としつつ、状況に応じた機動的かつ専門的な調査研究を行う総合的な経済安全保障シンクタンク（以下「シンクタンク」という。）機能を、継続的な取組となるよう法的に位置付ける形で構築することが必要である。
- (イ) 政府内部で行う調査研究や外部委託による調査研究における課題を解消するとともに、縦割りではなく、政府全体の幅広い政策要請に応えるべきである。
- (ウ) 優秀な人材を惹きつけ、質の高い調査研究・政策提言を行うため、環境整備や国内外の関係機関との連携も重要である。

(2) 基本的な枠組み

① 政府全体の政策立案に資するために求められる体制

経済安全保障施策は省庁横断的であることを踏まえ、各府省の所管する政策要請に幅広く応えるため、内閣官房国家安全保障局を司令塔として政府全体の取組とすべきである。

② シンクタンク機能を担うべき主体

- (ア) 政府内部で行う調査研究においては、専門人材確保の課題、外部委託による調査研究においては、政策立案現場との継続的な議論が難しいという課題がそれぞれ存在する。

- (イ) これらの課題を解決するためには、シンクタンク機能を担うべき主体として、自律的でありつつ政府の要請にも対応可能なガバナンスを備えていること、継続的な運営が可能な独立行政法人の一つであること等が必要と考えられる。また、経済安全保障分野に近接する分野での調査研究の蓄積及び産業界との交流やアカデミアとの人的ネットワークを有することが望ましい。

- (ウ) これらを踏まえ、独立行政法人経済産業研究所（R I E T I）内にシンクタンクを設置することが適切である。

③ シンクタンクが担うべき役割

- (ア) 高度な専門性を活かし、定量的な調査研究や所掌横断的なテーマの調査

研究に強みを發揮することが望ましい。また、各府省が自ら行う調査研究では限界のある部分の補完や、必要に応じて専門的助言等を行う役割も期待される。

- (イ) 各府省所管の研究所・研究機関の関係者も、プロジェクトベース等多様な形で関わっていくことが重要である。
- (ウ) 関係する政府系シンクタンク機能等の様々な主体で得られる研究成果を経済安全保障の視点で結集・統合し、自律性や優位性・不可欠性の観点から政策提言につなげる役割を担うべきである。

④ シンクタンクが行うべき調査研究テーマ

- (ア) 業種横断的で専門性を要するサプライチェーン分析、所管府省の異なるインフラ同士の相互依存関係を意識したリスクシナリオ作成、安全保障や地政学的な関心を背景とした国内外の先端的な技術動向の把握・分析等が考えられる。
- (イ) 領域ごとに縦割りになることなくプログラムマネージャー等を置くことにより、相互の領域に相乗効果をもたらし、多元的な分析や政策立案のシミュレーションを伴う調査研究を行うことが期待される。

⑤ シンクタンクを支える優秀な人材の獲得・育成

- (ア) 国際競争力を備え、産業界からも人員の協力を得るために、国際的整合性の観点も含め、適切な給与水準・待遇が不可欠である。
- (イ) 優秀な人材を惹きつけるためには、大規模な国際フォーラムの主催等を通じて存在感や知名度を向上させ、所属していることが研究者の誉れとなるようなシンクタンクになることも重要である。
- (ウ) 専門的知見とマネジメントの両方のレイヤーにおける人材の充実が重要である。プロジェクトマネージャーに若手を登用する等、人材育成にも十分配慮すべきである。

⑥ 国内外の関係機関との連携

- (ア) 国内の研究機関と政策立案部局との結節点及び産業界等との人材交流のハブとなることで、官民における経済安全保障に関するリテラシー向上にも貢献するべきである。
- (イ) 経済安全保障の分野で国際的に著名な研究機関と積極的にパートナーシップを結んで協働し、我が国の課題意識を共有するとともに、知見を学び我が国の調査研究能力向上につなげるべきである。

(ウ) 総合的な経済安全保障シンクタンクと重要技術戦略研究所は別組織としてスタートするが、両者が連携しつつ、人材・資金を最大限有効活用するため、将来的には一本化すべきである。

2 官民協議会

(1) 基本的な考え方

- (ア) 我が国の経済安全保障環境が急激に変化する中、経済活動の担い手である民間企業等と政府が共通認識を醸成し、業種横断的な関係を構築するため、情報共有や協議を行う場の重要性が高まっている。
- (イ) 法定の枠組みとし、情報の取扱いを定めることで、政府側からの幅広い情報の提供を可能とともに、関係事業者側からの情報提供に対するハードルが下がり、更なる官民連携の促進につながることが期待される。

(2) 基本的な枠組み

① 官民協議会のテーマ

開催が想定される官民協議会としては、顕在化しているリスクの実態及び影響の把握や対策の検討、いまだ顕在化していない業種横断的なリスクの中長期的対応の検討、潜在的に想定されるリスクシナリオを念頭に置いた平時及び有事の対策の定期的な点検・検討等が考えられる。

② 制度設計・運営

- (ア) 多岐にわたる目的の下、機動的に開催するため、テーマごとに分科会を設置する等、柔軟な運用が可能となる制度設計が求められる。
- (イ) 一方、縦割りの分科会活動にとどまるのではなく、シンクタンクが行う総合的な調査研究の下で、各分科会が相互に意思疎通し議論を深めるような位置付けとすべきである。
- (ウ) 民間事業者側にも官民協議会に参加する意義を見いだしてもらうことが重要である。中小企業やベンチャー企業も含めた関係者の負担等についても勘案し、実効性のある形で関わってもらうための工夫・サポートが必要である。

③ 総合的な経済安全保障シンクタンクとの連携

シンクタンクの調査研究により得られた知見を、官民協議会を通じて民間事業者にも提供し、官民協議会で浮上した問題意識等をシンクタンクの調査研究に

活かすという相乗効果が期待されることから、官民協議会は総合的な経済安全保障シンクタンクと密に連携することが望ましい。

④ 官民協議会における情報の取扱い

- (ア) 官民連携の一層の強化に当たり、守秘義務を課すことにより、より機微度が高い情報を関係事業者に提供することが可能となる。
- (イ) 政府保有の機微情報が共有され得るため、国家公務員と同等の罰則を伴う守秘義務を課すべきである。一方、守秘義務の存在を十分に理解した上で参加の判断ができるよう、丁寧な説明が必要である。
- (ウ) 守秘義務の対象となる情報の範囲は、明確に提示する必要がある。